



7月第1例会
～公益社団法人の可能性！～

公益社団法人 埼玉中央青年会議所
会務委員会




祝 公益社団法人移行 平成24年3月9日



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



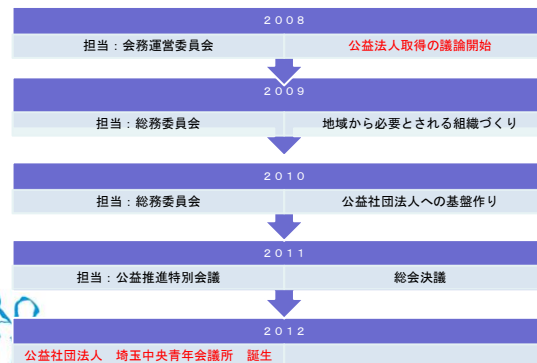
110年ぶりの公益法時制度改革



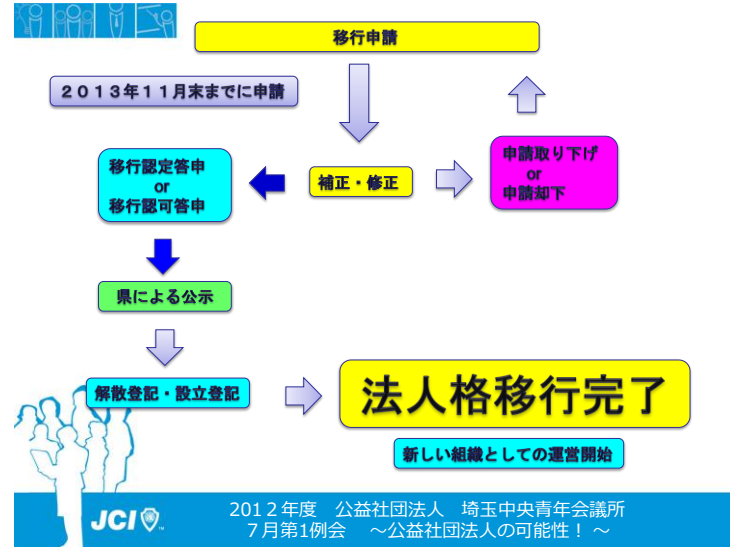
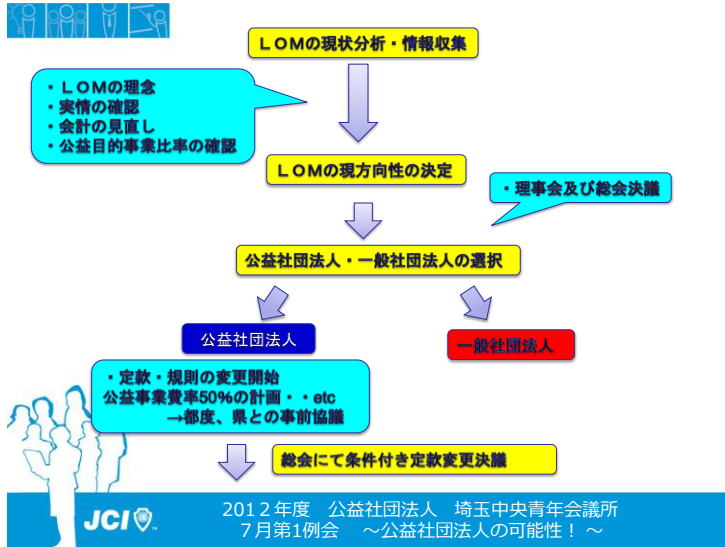
2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



埼玉中央青年会議所の公益社団法人までの歩み



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



公益社団法人／一般社団法人へ移行したLOM

公益	一般	任意	全体
058	026	863	701

公益社団法人格 取得LOM数 一般社団法人格 取得LOM数 2012年5月現在

2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～

公益社団法人へ移行したLOM【58】 2012年5月現在

公益社団法人東近江青年会議所／滋賀県[2012/05/15]	公益社団法人宇都宮青年会議所／栃木県
公益社団法人桑野青年会議所／神奈川県[2012/04/17]	公益社団法人白浜・田辺青年会議所／和歌山県
公益社団法人白河青年会議所／福島県	公益社団法人平塚青年会議所／神奈川県
公益社団法人厚木青年会議所／神奈川県	公益社団法人さぬき青年会議所／香川県
公益社団法人泉南青年会議所／大阪府	公益社団法人相模原青年会議所／神奈川県
公益社団法人吹田青年会議所／大阪府	公益社団法人天童青年会議所／山形県
公益社団法人仙台青年会議所／宮城県	公益社団法人高崎青年会議所／群馬県
公益社団法人かしま青年会議所／茨城県	公益社団法人岐阜青年会議所／岐阜県
公益社団法人鎌倉青年会議所／神奈川県	公益社団法人会津青年会議所／福島県
公益社団法人豊橋青年会議所／愛知県	公益社団法人東京青年会議所／東京都
公益社団法人三浦青年会議所／神奈川県	公益社団法人花巻青年会議所／岩手県
公益社団法人鹿兒島青年会議所／鹿児島県	公益社団法人諏訪青年会議所／長野県
公益社団法人名古屋青年会議所／愛知県	公益社団法人浦安青年会議所／千葉県
公益社団法人高山青年会議所／岐阜県	公益社団法人茅ヶ崎青年会議所／神奈川県
公益社団法人坂出青年会議所／香川県	公益社団法人津久井青年会議所／神奈川県
公益社団法人七尾青年会議所／石川県	公益社団法人乙訓青年会議所／京都府
公益社団法人武生青年会議所／福井県	公益社団法人宇佐青年会議所／大分県
公益社団法人草加青年会議所／埼玉県	公益社団法人中野青年会議所／長野県
公益社団法人浜松青年会議所／静岡県	公益社団法人南長野青年会議所／長野県
公益社団法人北上青年会議所／岩手県	公益社団法人松阪青年会議所／三重県
公益社団法人青森青年会議所／青森県	公益社団法人山形青年会議所／山形県
公益社団法人敦賀青年会議所／福井県	公益社団法人佐久青年会議所／長野県
公益社団法人米沢青年会議所／山形県	公益社団法人水口青年会議所／滋賀県
公益社団法人長井青年会議所／山形県	公益社団法人山梨青年会議所／山梨県
公益社団法人上越青年会議所／新潟県	公益社団法人五所川原青年会議所／青森県
公益社団法人横須賀青年会議所／神奈川県	公益社団法人彦根青年会議所／滋賀県
公益社団法人弘前青年会議所／青森県	公益社団法人調布青年会議所／東京都
公益社団法人野田青年会議所／千葉県	公益社団法人柏青年会議所／千葉県
公益社団法人枕崎青年会議所／鹿児島県	公益社団法人勝山青年会議所／福井県

2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



一般と公益は、いったいどう違うのでしょうか？

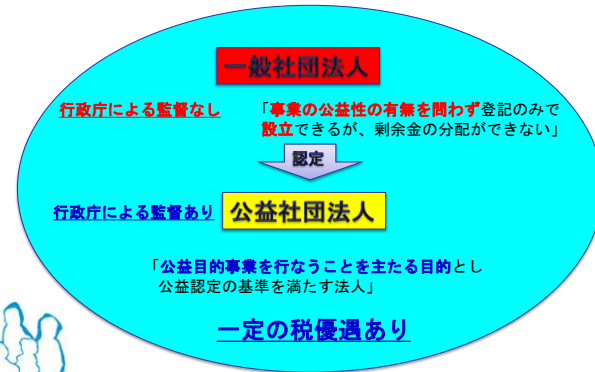
	一般社団法人	公益社団法人
名称	一般社団法人〇〇青年会議所	公益社団法人〇〇青年会議所
設立	誰でも設立できる	公益認定機関の認定必要
名称から得られるメリット	反社会勢力なども設立できるので組織の実体からしか判断できない	公益認定機関の認定をえているので名称から信頼される
監督	原則なし(公益目的支出計画の実施期間中は監督官庁からの監督がある)	厳しい
事業内容	なし(但し、公益目的支出計画を作成し、その計画を確実に履行しなければならない)	公益目的事業費率50%以上
遊休財産制限	なし(但し、移行認可時に保有している財産につき、公益目的支出計画で支出する。)	一事業年度分の公益目的事業に相当する額まで(但し、将来の特定目的事業のための積立は可能)
税制	公益事業であっても税法上の収益事業には課税(営利型は全所得に課税)・みなし寄付金制度なし・利息等への源泉課税あり	特定公益増進法人に該当・非公益の収益事業以外非課税・みなし寄付金制度あり・利息等への源泉課税なし
税制上のメリット	なし	寄付金を募りやすい 収益を効果的に活用できる



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ~公益社団法人の可能性! ~



① 一般と公益は、いったいどう違うのでしょうか？



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ~公益社団法人の可能性! ~



WOW!
一緒に頑張ら
ましょう!!



公益社団法人に
なりました!

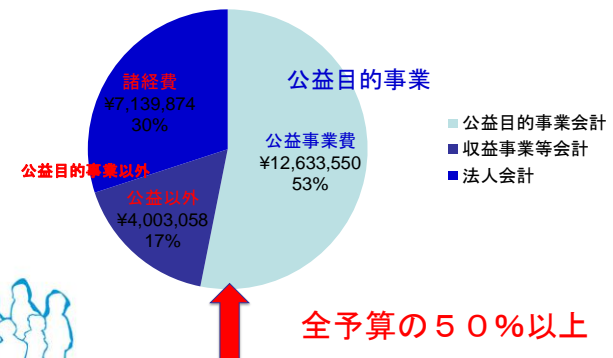
信頼関係 UP



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ~公益社団法人の可能性! ~



埼玉中央青年会議所の収支



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ~公益社団法人の可能性! ~



埼玉県内
新公益法人制度への対応状況調査結果 23年6月24日現在
調査対象の全423法人中 回答396法人 回答率93.6%

1、今後の方針

- ①公益社団（財団）法人への移行認定申請を行う 191団体 48.2%
- ②一般社団（財団）法人への移行認定申請を行う 151団体 38.1%
- ③新制度の移行期間内に解散する 11団体 2.8%
- ④その他（合併等） 14団体 3.5%
- ⑤未定 29団体 7.3%

2、公益社団（財団）法人への移行を目指す理由（複数回答可）

- ①主に公益目的事業の実施して「民による公益の増進」に寄与するため 181団体
- ②寄付金の優遇処置を受けたいため 35団体
- ③法人税の優遇処置を受けたいため 92団体
- ④その他の税金の優遇処置を受けたいため 71団体
- ⑤「公益社団法人」「公益財団法人」という名称が使用でき、社会的信用があると考えられるため149団体
- ⑥その他 9団体

3、一般社団（財団）法人への移行を目指す理由（複数回答可）

- ①自由な立場で公益的な事業はもとより様々な事業を実施していきたいため 76団体
- ②行政の監視を受けずに活動したいため 8団体
- ③一般法人でも非営利型法人であれば、一定の税制優遇があり、支障がないため 84団体
- ④移行時に公益認定の基準を満たすことが困難と考えられるため 81団体
- ⑤移行後に公益認定の基準を継続的に満たすことが困難と考えられるため 46団体
- ⑥その他 5団体



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



② 今後はどのような事業を行えばいいの？

青年会議所は「明るい豊かな社会」の実現

公益的な事業の企画運営



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



外部からの監視



公益団体かどうか、常に監視されます



委員会



ミーティングや懇親会



2次会やパーティー

内部の会員交流に活動時間の大半を使う団体であってはなりません



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



青年会議所は誰のための団体なのか？

青年会議所メンバー一人ひとりが自問自答することが大切

公益法人

不特定かつ多数の市民の利益の増進が主たる目的



・新制度のルールに則った
青年会議所活動が重要です



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



公益目的事業とは？

= 公益のための事業

「公益目的事業」の定義

「目的」何のために？

A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業

「手法」どのように？

B 不特定多数かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

A (目的) かつ B (手法) を満たしていることが必要



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ~公益社団法人の可能性！~



「公益目的事業」の定義

「目的」何のために？

「手法」どのように？

A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業

B 不特定多数かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

- A(目的)の項目一覧
1. 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
 2. 文化及び芸術の振興を目的とする事業
 3. 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
 4. 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
 5. 勤労者の福利に対する社会的支援を目的とする事業
 6. 公衆衛生の向上を目的とする事業
 7. 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
 8. 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
 9. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
 10. 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
 11. 事故又は災害の防止を目的とする事業
 12. 人権、性別その他の理由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
 13. 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
 14. 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の増進を目的とする事業
 15. 国際相互理解の促進及び国際協力による発展の促進に対する貢献を目的とする事業
 16. 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
 17. 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
 18. 国家の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
 19. 地域社会の発展、発展を目的とする事業
 20. 公正かつ自由な競争活動の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の向上を目的とする事業
 21. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
 22. 一般消費者の利益の保護又は増進を目的とする事業
 23. 消費者の権利の保護、公認に関する事業として法令で定めるもの

事業区分	事業名の例
1	研究特定 研究-特定、研究、特定、研究
2	芸術特定 芸術特定、芸術特定、芸術特定
C 1	障害、高齢者、育成 障害、高齢者、セブーン、シニアクラブ、人材育成、研修会、学術発表、学術、講演会
C 2	児童育成等 イベント、児童、児童育成、フットボール
D	福祉、慈善 福祉、福祉特定、福祉特定、福祉、ユネスコスタンプ、慈善、慈善特定
6	調査、資料収集 調査研究、調査、統計、資料収集、情報収集、データベース作成、分析
7	技術開発、研究開発 研究開発、技術開発、システム開発、ソフト開発、研究、試験研究
8	キャンペーン、○○月間 キャンペーン、普及啓発、週刊、月刊、キックオフ、啓蒙啓発
9	講演会、○○ショー 講演会、講演会、ショー、○○展、フェア、フェスタ、フェスティバル
10	博物館等の展示 ○○館、○○展示、施設展示場、施設展示
11	施設の貸与 施設(又はホール、会場)管理、施設の管理運用、施設の維持管理
12	資金貸付、債務保証等 融資、ローン、債務保証、信用保証、リース
13	施設(広場等) 施設、無償貸与、貸付、補助、補助会、利子補助、寄附補助、無償貸与、無償貸付、無償レンタル
14	表彰、コンクール 表彰、○○賞、コンクール、コンクール大会、審査、コンテスト、グランプリ、賞状
15	研修会 研修大会、研修、大会、○○カンファ、○○カンファ
16	自主公演 講演、興行、講演会
17	主催公演 主催公演、主催コンサート



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ~公益社団法人の可能性！~



公益社団法人埼玉中央青年会議所が行える公益目的事業例

公益目的事業	「目的」何のために？ 事業内容例 事業カテゴリ(A)の項目	「手法」どのように？ 事業手法例 (B)の項目	該当事業例
公1 まちづくり事業	19. 地域社会の健全な発展を目的とする事業	講座、セミナー 育成 体験活動	地域発展に関する講座 地域発展に関するイベント (市民まつり等)
公2 ひとづくり事業	7. 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業 19. 地域社会の健全な発展を目的とする事業	講座、セミナー 育成 体験活動	人材育成に関する講座 人材育成に関する体験活動



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ~公益社団法人の可能性！~



「手法」どのように？

チェックポイント

受益の機会が不特定かつ多数に開かれている必要

✗ 対外事業目的がない場合や参加対象者が対内メンバーのみである場合

✗ 対外事業目的や外部の参加者がいる場合においても
「特定できる少数の者」と判断できる場合



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ~公益社団法人の可能性！~



「手法」どのように？

チェックポイント

「講座、セミナー、育成」のチェックポイント

- ① 講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。
- ③ 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。
- ④ 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。



JCI

2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



「講座、セミナー、育成」の実例



JCI

2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



「手法」どのように？

チェックポイント

「体験活動等」のチェックポイント

- ① 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。
- ② 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。（例：テーマでうたっている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか）
- ③ 体験活動に専門家が適切に関与しているか。



JCI

2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



「体験活動等」の実例



JCI

2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



夢KANA



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



2012の埼玉中央青年会議所事業・例会

公益

上尾市長選公開討論会

わんぱく相撲

2月例会 講演会「まちづくりしよう！」

3月例会 講演会「子供のやる気を伸ばすコミュニケーション」

5月例会 講演会「人を見抜く力」

青少年育成事業全般

人間力大賞

伊奈バラまつり・与野バラまつり

公益以外

1月例会 賀詞交歓会

会員交流親睦会

卒業例会

メンバー対象の講師例会・ボーリング大会

表彰

選挙例会



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



埼玉中央青年会議所メンバーが出向して会議に参加している団体・事業

2011年	2012年	団体名	2012年
埼玉消防協会	積田理事長	北沢楽天顕彰会理事會	積田理事長
さいたま市廃棄物減量等推進審議会	積田理事長	上尾市青少年育成連合會	永嶋副理事長
行政改革推進懇話會	宇野先輩	上尾市文化団体連合會	永嶋副理事長
さいたま市サッカーのまちづくり推進協議會	土屋特別副委員長	上尾市観光協会	積田理事長
さいたま市民まつり実行委員会	松井特別委員長	あげお花火大会実行委員会	黒須議長
さいたま市青少年社会教育団体連絡協議会運営委員会	永嶋副理事長	あげお祭り実行委員会(あげお産業祭)	松井特別委員長
(さいたま市青少年フェスティバル実行委員会)		伊奈町観光協会	松井特別委員長
青少年育成さいたま市民会議	今井担当常任理事	さいたま市成人式実行委員会	小野寺委員長
さいたま市青少年問題協議會	今井担当常任理事	人形のまち彩華まつり実行委員会	田中芳明委員
さいたま市交通安全対策協議會	大木直前理事長	エイズ対策推進協議會	積田理事長
情報公開・個人情報保護審議会	平田副理事長	財団さいたま市文化振興事業団	積田理事長
さいたま観光国際協会評議員会	積田理事長	あわせ産地プラン2009市民評価委員会	星野副理事長
さいたま観光国際協会運営委員会	小林佑特別副委員長	さいたま市庁舎検討委員会	野崎監事
美和祭り(清とおどり)	小林憲特別副委員長	NPO法人彩のネットワーク	松井特別委員長
ばらまつり実行委員会	小林憲特別副委員長	埼玉黒日輪観音協会	積田理事長
スパークカーニバル実行委員会	駒井担当常任理事	アルデュージュ後援会	積田理事長
中山道まつり実行委員会	本家担当常任理事	レッドダイヤモンド後援会	積田理事長
さいたま市花火大会実行委員会	佐久間担当常任理事	国際ロータリー-2770地区第2グループ	積田理事長
大宮春祭	石岡特別副委員長	上尾市美術家協会	積田理事長
財団さいたま市国際交流協会 評議員	積田理事長	トランス学研究會	積田理事長
大宮自衛隊協会の会	積田理事長	大宮雑まつり実行委員会	積田理事長
さいたま電神まつり会	平田副理事長	さいたま市行ってみたいなる写真コンテスト(さいたま観光国際協会)	積田理事長
大宮警署協議會	吉田敬路理事	カーフリーディ	厚川副理事長



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～ ～



Q&A (事前アンケート集計)

Q： 今後は新規入会の条件に変更はありますか？

A： 新規入会の条件は入会金と年会費の支払いのみで入会は可能です。



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



Q&A (事前アンケート集計)

Q：公益社団法人という名称が市民や行政からの信頼の証となるのですか？

A：公益法人の名称を持つことで、少なくとも監督官庁である県から、この団体は公益活動を行う団体である、というお墨付きがつくということが重要と考えます。また市民からの信頼が高まる可能性は高い。



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



Q&A (事前アンケート集計)

Q：公益事業として開催した事業で一般参加者が少なくとも大丈夫ですか？

A：一般参加者が少ない場合は公益目的事業としては認められなくなる恐れがあります。一般参加者が全参加者の半数以上であることが望ましいと考えられます。



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



Q&A (事前アンケート集計)

Q：公益目的事業の参加促進の方法はどのくらいしなければいけないのですか？

A：ホームページのみの告知のみで参加者が集まればそれだけでも、問題ないです。



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



Q&A (事前アンケート集計)

Q：事業に料金は取っていいのですか？

A：料金を取ることで自体は問題ないです。



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



Q&A (事前アンケート集計)

Q : 公益事業費はどこまで歳入できますか？

A : 事業部門の管理者、職員の人件費・事務所の賃借料・光熱・水費等は、公益目的事業に組み入れることも可能。

事業の実施に不可欠だったメンバー（理事・監事は除く）の活動時間は、無償の役務として、活動地域の最低賃金をもって公益目的事業に算入することができます。



JCI

2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



Q&A (事前アンケート集計)

Q : 公益を維持できず一般になった場合、何か罰則はあるのですか？

A : 取り消しの日から1カ月以内に公益目的取得財産を類以の公益法人等に贈与する必要があります。

1年間の公益目的事業費率が50%未満になったというケースでは、改善策を求められる。



JCI

2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



Q&A (事前アンケート集計)

Q : 法人格を取得していないLOMに対して日本青年会議所からの扱いは変わりますか？

A : LOM法人格の有無や種別によって、日本青年会議所が扱いを変えるということはありません。



JCI

2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



Q&A (事前アンケート集計)

Q : メンバーが少ないLOMの場合、会員拡大が重要と聞きましたなぜですか？

A : 予算が大きく関係しています。



JCI

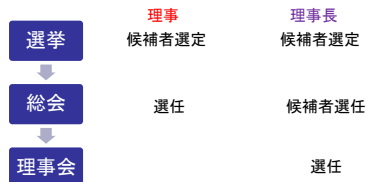
2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



Q&A (事前アンケート集計)

Q：今後の理事・理事長選挙は変わりますか？

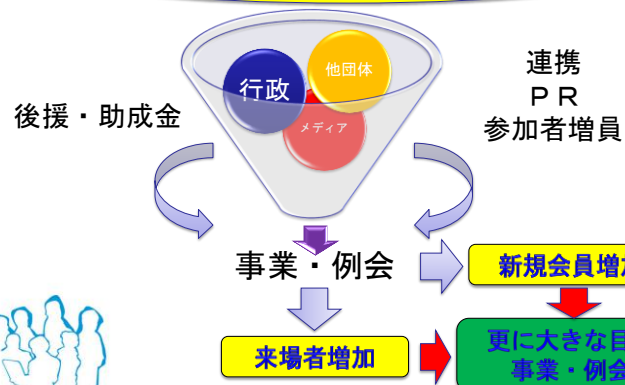
A：変更はありません。ただし**理事は総会で選任**し、**理事長（代表理事）は理事会から選任**することが原則となります。



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



今後の事業・例会（案）



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



公益社団法人 埼玉中央青年会議所

意義

責任

青年会議所運動
への参画意識

公益性の高い
事業に携わる

地域社会に
関わる人材



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～



「明るい豊かな社会の実現」



2012年度 公益社団法人 埼玉中央青年会議所
7月第1例会 ～公益社団法人の可能性！～